

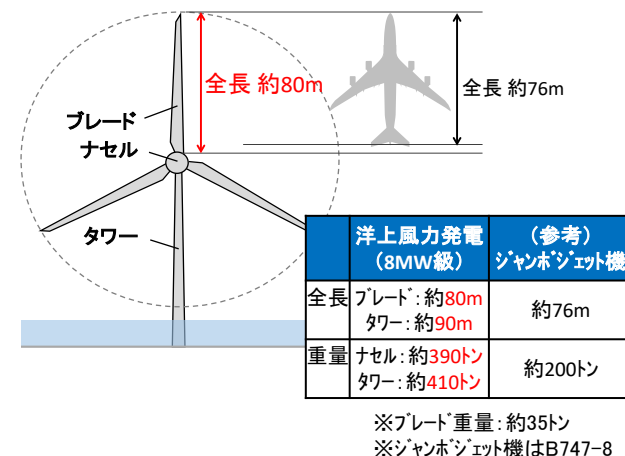
背景・必要性

① 洋上風力発電の導入促進

- 関係法令(※)の整備に伴い、今後、洋上風力発電の導入加速化が見込まれ、重厚長大な資機材を扱うことが可能な埠頭を長期・安定的に利用することが必要。
- 一方で、そのような耐荷重・広さを備えた埠頭を有する港湾の数は、洋上風力発電プロジェクト数に比して限定的。
- このような埠頭は、通常の港湾施設と異なり、高度な維持管理が必要であるほか、広域に展開し、参入時期の異なる複数の発電事業者間の利用調整が不可欠。

(※)「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律(平成30年法律第89号)」
(以下、「再エネ海域利用法」という。)

<洋上風力発電設備の規模>



法案の概要

① 洋上風力発電設備の設置等の基地となる港湾の確保等

- ・国が洋上風力発電設備の設置等の基地となる港湾(海洋再生可能エネルギー発電設備等拠点港湾)を指定し、当該港湾の埠頭を発電事業者に長期間貸し付ける制度を創設。国は埠頭における複数事業者の利用を調整。

海洋再生可能エネルギー発電設備等拠点港湾の指定

指定要件

- ・複数事業者の利用が見込まれること
- ・地耐力を強化した岸壁(国有港湾施設)
- ・長尺資機材の保管・組立が可能な規模の荷さばき地 等

発電事業者への埠頭(行政財産)の長期貸付け

- ・貸付け対象は、再エネ海域利用法で定める促進区域、又は港湾区域における発電事業者
- ・発電事業者は洋上風力発電の設置、定期的な大規模修繕、メンテナンス、撤去等に長期にわたって埠頭を安定的に利用
- ・港湾区域における公募占用計画の認定の有効期間を20年から30年に延長。



<欧州における基地港湾の利用状況>

**基地港湾の確保等による
洋上風力発電事業の円滑な推進**

商業捕鯨の実施等のための鯨類科学調査の実施に関する法律の一部を改正する法律 概要

改正の必要性・方向性

現行法は、商業捕鯨の再開等を目指し安定的かつ継続的に調査捕鯨を実施するための法律

国際捕鯨取締条約からの脱退及び商業捕鯨の再開（2019.7.1）を受け、引き続き国連海洋法条約等との関係に配慮しつつ、鯨類の持続的な利用が適切かつ円滑に行われるようにする必要
⇒ **鯨類科学調査**については、捕獲を伴うとの位置付けを変更した上で、捕鯨業の適切な実施等を確保する上で引き続き重要な役割を担うものとして、実施体制を整備する
⇒ **捕鯨業**については、科学的知見、条約等に基づき適切に行われることを明確にするとともに、円滑な実施に必要な措置がとられるようにする

改正後の法律の内容

※赤字は主な改正部分

1. 題名

鯨類の持続的な利用の確保に関する法律

2. 定義（第2条）

- ・ **鯨類の持続的な利用**：鯨類を適切な水準に維持するように保存・管理しながら持続的に利用
- ・ **鯨類科学調査**：鯨類の持続的な利用のための科学的情報の収集を目的とする科学的調査
※捕獲の例示を削除、小型鯨類の調査を取り込む
- ・ **捕鯨業**：鯨類を捕獲する漁業
- ・ **妨害行為**：鯨類科学調査・捕鯨業の操業を妨害する行為

3. 基本原則（第3条）

- ・ **鯨類科学調査** ※捕獲を伴うとの原則を削除
 - ①主として捕鯨業を鯨類の持続的な利用が確保されるように実施するために必要な科学的知見を得ることを目指す
 - ②条約及び確立された国際法規に基づき、かつ、科学的知見を踏まえる
 - ③十分な分析・研究、研究成果の公表・国際協力
 - ④国内外の鯨類に関する調査研究機関と連携
- ・ **捕鯨業**
 - ①捕獲可能量（鯨類の持続的な利用のため鯨種ごとに科学的根拠に基づき算出）の範囲内で実施
 - ②条約及び確立された国際法規に基づき実施
 - ③適切な支援による円滑な実施

4. 鯨類の持続的な利用の確保に関する国の責務・基本方針（第4条・第5条）

5. 鯨類科学調査計画等（第6条～第9条）

- ・ 特に重要な鯨類科学調査に係る計画の策定
- ・ 指定鯨類科学調査法人の指定（日本鯨類研究所を想定）、同法人による実施
- ・ 指定鯨類科学調査法人の調査の費用補助

※国が水産機構に行わせる調査も明記

6. 鯨類科学調査の実施体制の整備（第10条）

- ・ 調査研究人材の養成・確保
- ・ 調査に当たっての捕鯨業者の協力の確保

7. 捕獲可能量の算出等（第11条）

- ・ 捕獲可能量の算出、その範囲内での捕獲枠設定、捕獲枠超の捕獲が行われないことの確保
- ・ 指定鯨類科学調査法人・水産機構の捕獲可能量算出への協力

8. 捕鯨業の円滑な実施の支援（第12条）

- ・ 捕鯨業の船舶・乗組員の確保の支援
- ・ 鯨類の捕獲・解体等の技術開発・普及の促進

9. 妨害行為への対応等（第13条～第16条）

- ・ 調査実施者・捕鯨業者の妨害対策への支援
- ・ 政府職員・船舶の派遣
- ・ 関係行政機関の情報共有
- ・ 外交上の適切な措置
- ・ 妨害行為のおそれのある外国人の入国管理

10. 国際協力の推進等（第17条）

- ・ 鯨類の持続的な利用の確保に係る国際協力の推進
- ・ 科学的知見の普及・活用等
- ・ 鯨類に関する文化等についての広報活動の充実・学校給食等における利用の促進
- ・ 国際環境の改善のための外交上の措置

11. 鯨類の適正な流通の確保等に関する措置（第18条）

- ・ 違法捕獲された鯨類の国内流通防止
- ・ 加工・販売業者の安心確保

12. 鯨類の持続的な利用の確保のために必要な財政上の措置等（第19条）

13. 改正後3年を目途とした検討（附則第4項）

施行日：公布の日

深海鉱物資源（レアアース泥）の確保に向けた革新的技術の実証

令和元年度補正予算案 21億円



(水深3,000m)

- 水深6,000m仕様による揚泥システムの機器を開発し、水深3,000mの大水深域にて揚泥性能確認試験を実施。
 - 水深3,000mの実海域で揚泥試験を行うことにより、揚泥管に加わる応力や海中での挙動を計測。
 - 船上での作業手順や安全性を確認。
-
- 揚泥性能確認試験から得られる成果、データは、SIP第2期「革新的深海資源調査技術」において目標の1つとしている水深6,000mからのレアアース泥の揚泥技術の開発等に向けた精度の向上等に活用していく。

特定有人国境離島地域社会維持推進交付金の活用による日本人観光客の来訪促進

(内閣府総合海洋政策推進事務局)

令和元年度補正予算案 2.5億円

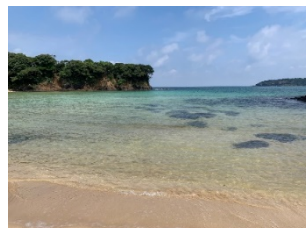
「安心と成長の未来を拓く総合経済対策」(令和元年12月5日閣議決定)

Ⅱ. 経済の下振れリスクを乗り越えようとする者への重点支援

・特定有人国境離島地域社会維持推進交付金の活用による日本人観光客の訪問促進

事業概要・目的

現行の特定有人国境離島地域社会維持推進交付金の滞在型観光促進事業を活用し、地方公共団体による観光地としての魅力向上や日本人観光客の滞在型観光の促進のための取組を支援すること等を通じ、日本人観光客の増加による観光地としての構造転換を図る。



事業内容

○日本人観光客の滞在型観光の促進

特定有人国境離島地域の地方公共団体による以下の取組を支援

①日本人向けの旅行商品の魅力向上のための体験プログラムの磨き上げ等

旅行会社等とのタイアップにより、地域の特性を活かした体験プログラムの磨き上げ等を実施

②日本人観光客の誘客、受入体制整備等

地域の観光関係者が連携して行う日本人観光客の誘客促進の取組、セミナーの開催やガイド養成等の受入体制整備等に係る取組を実施

③日本人向けの体験型旅行商品の造成・販売促進

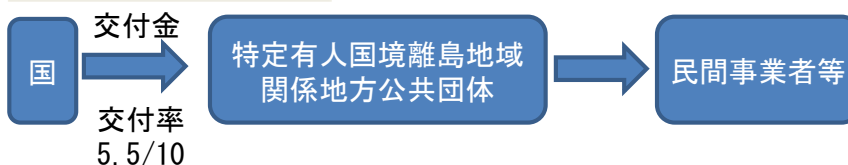
日本人観光客の来訪促進のための多彩な体験型旅行商品の造成を促進するとともに、従来の体験型旅行商品の販売等を促進

④日本人観光客の滞在のさらなる伸長

現行の観光産業活性化による雇用機会の拡充のための施策として実施されている体験型旅行商品の支援の拡充によって日本人観光客の滞在の伸長を促進

※このほか、離島の交通事業者におけるオンライン決済環境の整備に係る国による実証実験等を実施

資金の流れ



期待される効果

特定有人国境離島地域の観光地としての魅力向上、
日本人観光客の滞在型観光の促進
→ 日本人観光客の増加による観光地としての
構造転換を実現